

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(心理に関する指導をつかさどる所員の数)</p> <p>第2条の2 法第12条の3第7項の指導をつかさどる所員の数は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、法第13条第1項の規定により置く児童福祉司の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）以上の数とする。</p> <p>(児童福祉司の数)</p> <p>第2条の2の2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、<u>福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、各年度において、第1号に掲げる数と第2号に掲げる数とを合計した数以上の数とする。</u></p> <p>(1) <u>当該福祉総合相談センター又は児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号イにおいて同じ。）を4万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）</u></p> <p>(2) <u>アに掲げる件数からイに掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）</u></p> <p><u>ア 当該年度の前々年度において当該福祉総合相談センター又は児童相談所が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に係る相談に応じた件数</u></p> <p><u>イ 当該年度の前々年度において政令第3条第1項第2号ロの厚生労働省令で定める人口1人当たりの件数に当該福祉総合相談センター又は児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数</u></p>	<p>(心理に関する指導をつかさどる所員の数)</p> <p>第2条の2 法第12条の3第7項の指導をつかさどる所員の数は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、法第13条第1項の規定により置く児童福祉司 <u>(次条第1項第1号に掲げる業務を行う児童福祉司に限る。)</u> の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）以上の数とする。</p> <p>(児童福祉司の数)</p> <p>第2条の2の2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、各年度において、<u>次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数を合計した数以上の数とする。</u></p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる業務以外の業務 ア及びイに掲げる数を合計した数</u></p> <p><u>ア 福祉総合相談センター又は各児童相談所の管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。イ(イ)において同じ。）を3万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）を合計した数</u></p> <p><u>イ 福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、(ア)に掲げる件数から(イ)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）を合計した数</u></p> <p><u>(ア) 当該年度の前々年度において当該福祉総合相談センター又は児童相談所が児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に係る相談に応じた件数</u></p> <p><u>(イ) 当該年度の前々年度において政令第3条第1項第1号ロ(2)の厚生労働省令で定める数に当該福祉総合相談センター又は児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数</u></p> <p>(2) <u>法第11条第1項第2号トに規定する里親に関する業務福祉総合相談センターの数及び児童相談所の数</u>を合計し</p>

<p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>た数</u></p> <p>(3) <u>法第11条第1項第1号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第3号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第14条第2項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他福祉総合相談センター及び児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 県内の市町村の数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。